

事務事業評価表（令和2年度の実績評価）

事務事業名		老人ホーム入所判定委員会運営事業				事業区分		担当	
政策体系	政策体系上の位置付け					新規/継続	継続	事務事業No.	010602000018
	総合計画の施策名					単独/補助	単独	所属課	040501
	O106 高齢者福祉の推進								高齢福祉課
	政策名		01 子どもから高齢者まで健康で共生のまちづくり					課長名	
	施策名		06 高齢者福祉の推進					グループ	高齢福祉グループ
手段名		02 ②高齢者福祉サービスの充実					担当者名		
財務会計上の位置付け						事業期間			
予算科目	会計	款	項	目	事業細	単年度繰返し (平成17年度～)			
	01	03	01	02	02 00	老人福祉総務事業			
法令根拠	老人福祉法、桜川市老人福祉法施行細則					➡ 期間限定の場合、総投入量を(3)投入量の右側に記入			

(1) 事務事業の概要

手 段	①事務事業の概要（事務事業の全体像） 65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により在宅で生活することが困難な者を養護老人ホームに措置入所させるために、本人や家族から入所申請があった場合や関係各所より相談があった際に緊急性があると認められる場合には、入所判定委員会で入所の可否を審議する。	②担当者が行う業務の内容・やり方・手順 入所判定委員の委嘱、入所申請者の状況把握、入所判定委員会の開催、報酬の支払 令和2年度は措置対象者が1名おり入所判定委員会を開催した。なお、緊急を要する案件であったため持ち回り決議での開催となった。

(2) 事務事業の手段・対象・意図と各指標、指標値の推移

①手段（担当者の活動内容）	④活動指標（活動量を表す指標）	単位	01年度	02年度	03年度	04年度	05年度
			（実績）	（実績）	（計画）	（目標）	（目標）
入所判定委員の委嘱、入所申請者の状況把握、入所判定委員会の開催、報酬の支払 平成30年度は1名の対象者があり、6月に入所判定委員会を開催した。	入所判定委員会開催回数	回	0.00	1.00	1.00	1.00	1.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
②対象（誰、何を対象にしているのか）	⑤対象指標（対象の大きさを表す指標）	単位	01年度 （実績）	02年度 （実績）	03年度 （計画）	04年度 （目標）	05年度 （目標）
環境上、経済上問題があり、自宅で生活できない65歳以上の方で、入所措置が必要な方	65歳以上の高齢者数	人	13,486.00	13,652.00	13,504.00	13,567.00	13,607.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
③意図（この事業によって対象をどう変えるのか）	⑥成果指標（対象における意図の達成度を表す指標）	単位	01年度 （実績）	02年度 （実績）	03年度 （計画）	04年度 （目標）	05年度 （目標）
養護老人ホームに入所措置をし、生活の場を確保する	新規措置数	人	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

(3) 投入量（事業費）の推移				01年度	02年度	03年度			期間限定 総投入量
				(実績)	(実績)	(計画)			
投入量	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	0	0	0		0
			県支出金	千円	0	0	0		0
			地方債	千円	0	0	0		0
			使用料・手数料	千円	0	0	0		0
			その他	千円	0	0	0		0
			一般財源	千円	0	0	19		0
			事業費計（A）	千円	0	0	19		0
			正規職員従事人数	人	2.00人	2.00人	2.00人		

事業費の内訳	02年度事業費 実績 (千円)			03年度事業費 予算 (千円)		
				01 報酬	17	
				10 需用費	2	
			合 計	0		合 計

事務事業名	老人ホーム入所判定委員会運営事業	事務事業No.	10602000018	所属課	高齢福祉課
(4) この事務事業を開始したきっかけは、いつ頃どんな経緯で開始されたのか？ 開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？					
老人福祉法施行令に伴い、開始した。法の施行当初は養護老人ホームと特別養護老人ホームの入所措置であったが、平成12年度の介護保険法施行により、養護老人ホーム入所措置だけとなる。					
(5) この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者）からどんな意見や要望が寄せられているか？					
特になし					

【See】 2. 評価の部 *原則は事前評価。

評 価 項 目	
現状維持	①政策体系との整合性 (この事務事業の目的は市の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？)
	結びついている 老後老人ホームに入所措置することで、安心して生活を送れることは、高齢者福祉の向上に結びついている。
	②公共関与の妥当性 (なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？) (法定受託事業はその名称)
	妥当である 安心した生活を送ることは高齢者福祉の原点であり、老人福祉法にも規定されているので妥当である。
有効性	③成果の向上余地 (成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？)
	向上余地がない 国の制度上の業務であるので、成果を向上させるものではない。
	④廃止・休止の成果への影響 (事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？)
	影響有 老人福祉法に抵触するので廃止はできない。
効率性	⑤類似事業との統廃合・連携の可能性 (類似事業や統廃合の可能性はありますか？(市以外の取り組みも含む))
	(他に手段がある場合) ⇨ 具体的な手段、事務事業名
	余地がない 類似事業はない。
	⑥事業費・人件費の削減余地 (成果を下げずに事業費を削減できないか？やり方を工夫して延べ業務事業を削減できないか？)
公平性	削減余地がない 国の制度で定められている事業であり、削減余地はない。
	⑦受益機会・費用負担の適正化余地 (事業の内容が一部の受益者に偏っていて不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？)
公正・公平である 老人福祉法に定められた基準に基づいているので、公平・公正である。	

【Plan】 3. 評価結果の総括と今後の方向性(次年度計画と予算への反映)

(1) 1次評価者としての評価結果		(2) 全体総括(振り返り、反省点)
①目的妥当性 ■ 適切 □ 見直し余地あり ②有効性 ■ 適切 □ 見直し余地あり ③効率性 ■ 適切 □ 見直し余地あり ④公平性 ■ 適切 □ 見直し余地あり		環境的及び経済的な事情により在宅で生活が困難な者にとって、安心して生活ができる場となっているおり、令和2年度は、委員会を開催し1名を入所措置した。
(3) 今後の事業の方向性		(4) 改革・改善による期待成果 (終了・廃止・休止の場合は記入不要)
□ 終了 ■ 継続 □ 改革改善を行う ⇨ □ 目的の再設定 □ 効率性の改善 □ 有効性の改善 □ 公平性の改善 □ 統廃合ができる □ 連携ができる □ 廃止 □ 休止 ⇨ ■ 現状維持		コスト 削減 維持 増加 成果 向上 維持 低下
(5) 改革、改善を実現する上で解決すべき課題(壁)とその解決策		(6) 事務事業優先度評価結果
		成果優先度評価結果 ⑨

【Check】 4. 確認及び改革改善に向けての指摘事項

(1) 課長評価	(2) 部長確認及び評価 (課長評価により、C、D判定及び確認が必要な場合)
課長確認後の評価 A A：継続(現状維持) B：継続(改革改善を行う) C：終了、廃止、休止 D：2次評価へ提出	確認欄